

獨協大学運営指針（第 2.1 版）の遵守状況

改正 2026 年 9 月 18 日

改正 2026 年 7 月 21 日

改正 2025 年 7 月 8 日

改正 2024 年 7 月 9 日

改正 2023 年 7 月 25 日

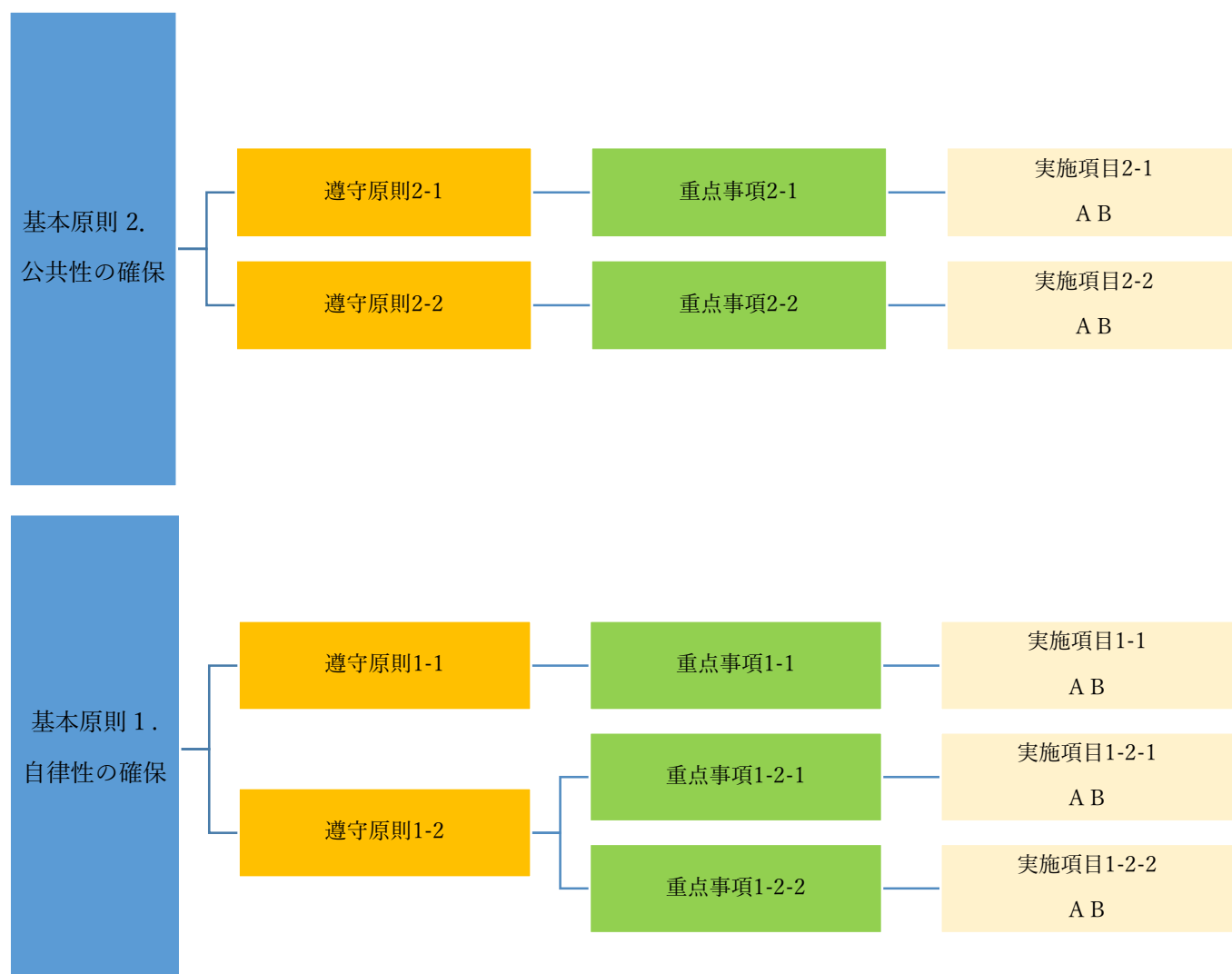
2022 年 9 月 27 日

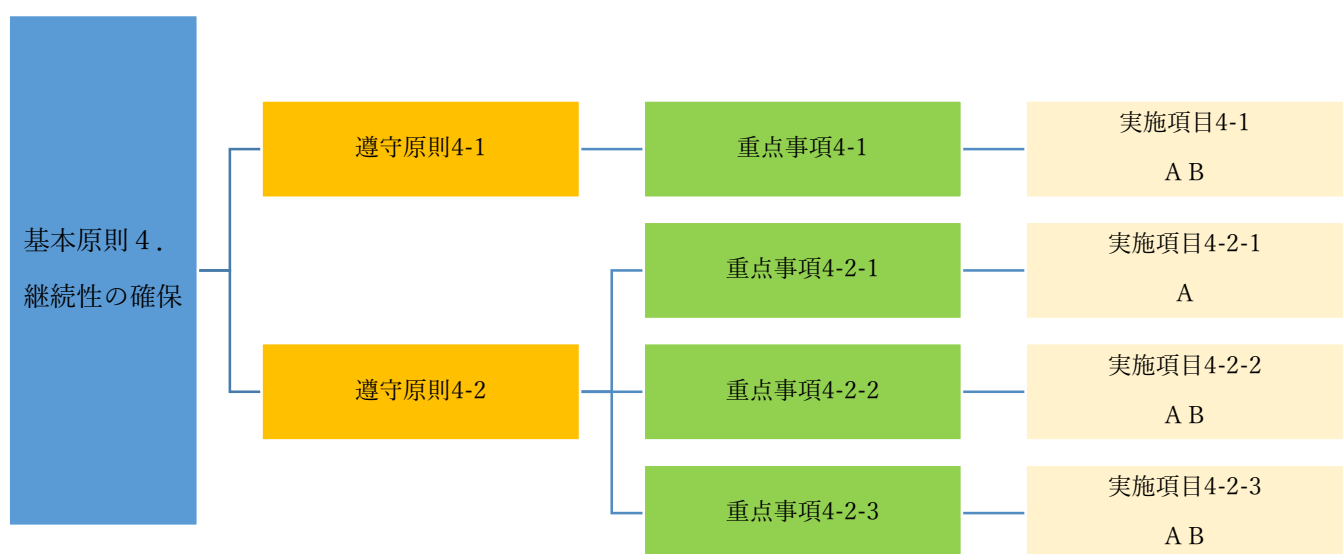
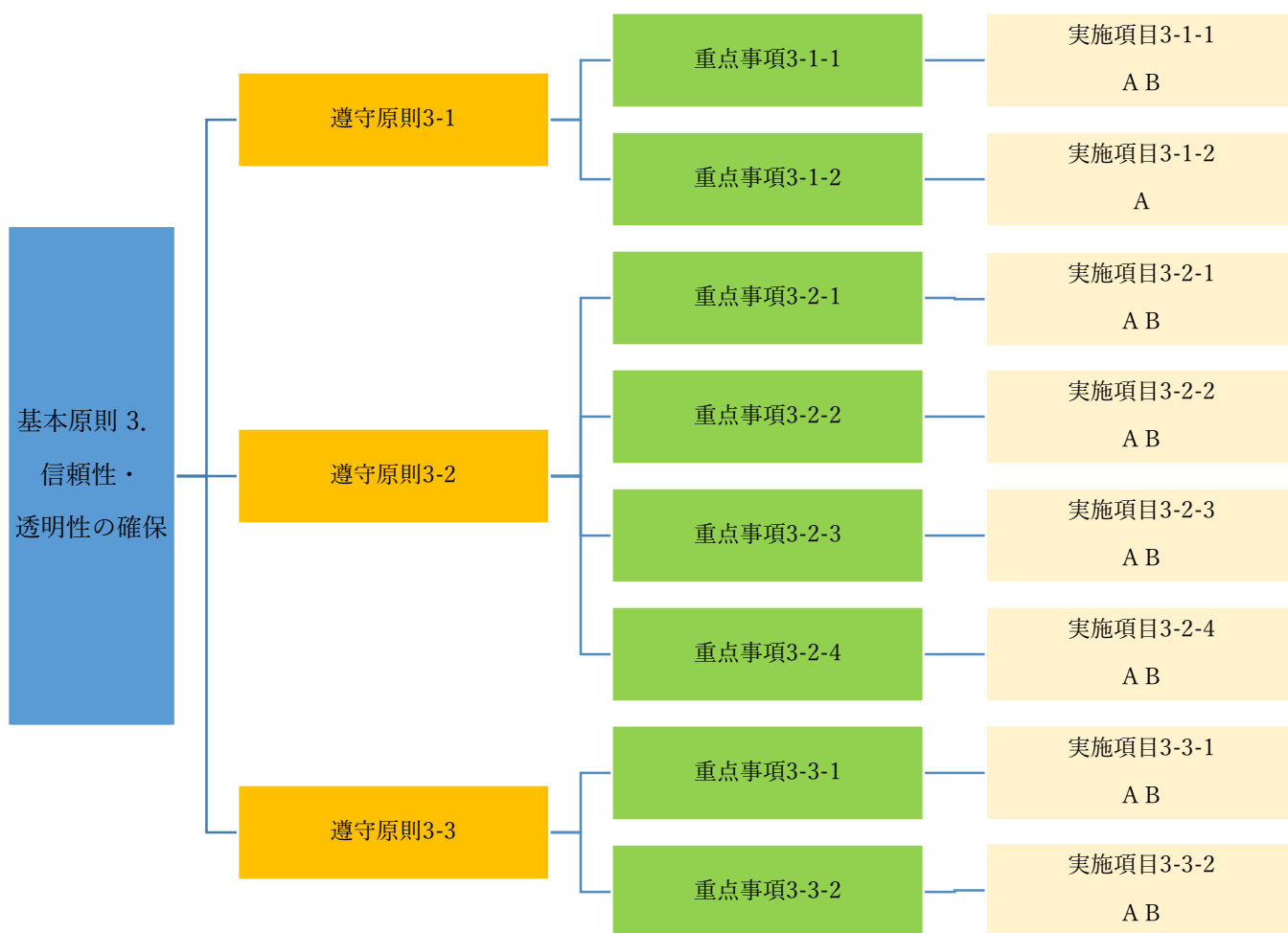
1 獨協大学運営指針の遵守状況の点検と報告

学校法人獨協学園 獨協大学は、建学の理念及び学則第1条に定める目的に基づき、「自主性」、「公共性」、「信頼性・透明性」及び「継続性」を確保しつつ大学運営を行うため、「獨協大学運営指針」を定め、運営上の原則の遵守に努めています。

また、そこで定める「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）を概ね1年に1度点検・評価し、遵守状況に関する情報を、獨協学園を介して一般社団法人日本私立大学連盟に報告するとともに、自らの多様なステークホルダーに対し、自らのwebサイトその他の方法により、積極的に公開します。

2 獨協大学運営指針の体系図





3. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1 - 1	「遵守」
		1 - 2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2 - 1	「遵守」
		2 - 2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3 - 1	「遵守」
		3 - 2	「遵守」
		3 - 3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4 - 1	「遵守」
		4 - 2	「遵守」

4. 遵守状況の確認フロー図

1. 担当部署：遵守状況の点検。報告書の作成
2. 執行部確認：報告書の内容確認
3. 稟議書決裁：関連部課室による決裁
4. 法人本部報告：法人本部への報告（法人本部より日本私立大学連盟へ報告）
5. 公表：大学 Web サイトでの本学の遵守状況の報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

獨協大学は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、寄附行為、建学の精神その他の基本理念に沿って、自主性及び独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するものとする。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 1－1

獨協大学は、学生、保証人及び卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、その運営に関する理解を得られるようにするものとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 1－2

獨協大学は、自主性及び独立性を確保すると同時に、自律的に大学を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	

基本原則「２．公共性の確保」

獨協大学は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応えるものとする。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 2－1

獨協大学は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成するものとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 2－2

獨協大学は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献するものとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

獨協大学は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保証人、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努めるものとする。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 3－1

獨協大学は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献するものとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 3 - 2

獨協大学は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るものとする。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行するものとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	2026 年 8 月 21 日付で公表された独立調査委員会（第三者）による調査報告書の内容を受け、学校法人はガバナンスの改善および同様の事態の再発防止に向けて、必要な対策を検討し、適切な処置を講じる。獨協大学としても学校法人の信頼性及び透明性を一層確保するように努力している。

遵守原則 3 - 3

獨協大学は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開するものとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	重点事項 3-3-2 における実施項目 B1 について、公開情報の客観的チェック体制の構築を検討課題としている

基本原則「４．継続性の確保」

獨協大学は、建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努めるものとする。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則４－１

獨協大学は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うものとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則４－２

獨協大学は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うものとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	重点事項 4-2-2 における実施項目 B6 について、寄付金募集事業を検討課題としている